

金山総合駅連絡通路橋内におけるイベント等開催に伴う使用に関する基準

公益財団法人 名古屋まちづくり公社

この基準は（以下「イベント等開催基準」といいます。）公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」といいます。）が管理する金山総合駅連絡通路橋（以下「連絡橋」といいます。）内における各種イベント等の開催にあたり通行者の歩行の安全を期すための安全基準並びに使用許可申請に関する手続きのための許可基準を定めたものです。

（イベント等の種類）

第1条 連絡橋内で開催を許可する対象となる行為は、ワゴンセール・物産展その他の展示若しくは各種キャンペーン活動又はその他の文化的・教育的活動及びこれらに付随して行う行為（以下「イベント等」といいます。）をいいます。

（使用の範囲）

第2条 使用できるスペースは連絡橋南西部分において南北15m、東西7m、高さ2.4m以内にかぎります。（このスペースの位置については公社が予めマーキングしておきます。）但し、公共団体等が啓発活動などイベント等の性格上これ以外の場所若しくは連絡橋全体を使用する場合又は、適宜移動する必要がある場合には予め公社の承認を得てください。

（使用の不許可）

第3条 公社は、使用希望者又はイベント等の内容が次の各号の一に該当すると判断したときは使用の許可をしません。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- （2） 公共施設としての品位保持の妨げとなるおそれがあるとき。
- （3） 連絡橋の管理上、支障となるおそれがあるとき。

（使用の手続き）

第4条 使用の申し込みは、使用希望日に属する月の6ヶ月前の月初めから開始いたします。但し、公共団体等が金山地区を中心とする名古屋市の発展、繁栄に寄与する事業に供する場合はこの限りではありませんので、公社とあらかじめ協議してください。

- 2 申し込みは電話のみとし、後日、提出していただく広場使用申込書等関係書類の提出をもって正式な受付といたします。
- 3 申し込みは原則、先着順といたします。
- 4 使用申込者は申し込み後、使用希望日の2か月前までに広場使用申込書に必要事項を記入し、企画書(内容、図面等)を添付し提出してください。
- 5 公社は、使用者を決定したうえ「使用決定通知及び請求書」を交付します。使用者はこの通知を受けたあと「使用決定通知及び請求書」に記載された納入期限までに使用料の全額を公社の指定する方法により納入してください。
- 6 前項の期限までに使用料の全額が納入されないときは、使用を辞退されたものとみなし、使用許可は自動的に失効しますのでご注意ください。
- 7 公社は、第6項の使用料の納入を確認したうえで使用許可証（腕章1枚、電源BOX及び照明の鍵を各1個）をお貸しします。
- 8 使用者又はその催事責任者は使用許可証を常に外観上明示できるよう携帯し、又は公社職員その他関係者の要求があるときは速やかにこれを提示できるよう携行してください。

（使用料）

第5条 使用料は、日数による区分に従い別表—1の定めるところによります。

但し、公共団体及び公共的団体が公用若しくは公共又は公益事業に供する場合、使用料については、別表—1からの減額又は別表—2の適用を認めることがありますので、公社とあらかじめ協議してください。

（使用上の制限）

第6条 使用者は、イベント等を行うにあたり次の事項を遵守してください。但し、第6号及び第7号についてはイベント等の性質上やむを得ない場合には、予め公社の承認を得て必要な限度においてこれを行うことができます。

- (1) 通行者の歩行の障害とならないよう配慮すること。
- (2) 通行者にまとわりついたり、威圧を加えたりその他通行者に不快感を与えないよう配慮すること。
- (3) 貼り紙・文書書き等をしないこと。
- (4) 火気の使用をしないこと。
- (5) 発火性・爆発性のある物品を使用しないこと。
- (6) 酒類の提供をしないこと。
- (7) 動物の持込み及び繫留をしないこと。
- (8) 連絡橋及びその付帯物を汚損又は棄損するおそれのある行為をしないこと。
- (9) 騒音、振動又は悪臭をとまなうような行為をしないこと。
- (10) 募金、署名、勧誘及び契約等個人情報の収集などの行為。
- (11) 宗教活動、政治活動。
- (12) その他連絡橋の管理上、支障があると認められる行為をしないこと。

(工作物の設置・搬入及び安全基準)

第7条 工作物とは、形態の如何を問わず、イベント等従事者がその身体に付着して所持又は携行できないものをいいます。したがって、例えばビラ等・カメラ、マイクロフォン等・セレモニー用の旗、幕その他の式典関係機材などはここでいう工作物にはあたらないものとします。

2 連絡橋内に工作物を搬入又は設置してイベント等を行おうとする方は、「広場使用申込書」の提出の際に、使用計画書・配置図面のほかに工作物の内容が明らかになるような設計図面・構造図面その他公社が必要とする関係図書を添付してください。

3 連絡橋内に工作物を搬入又は設置してイベント等を行おうとする方は、次の事項を遵守してください。

- (1) 連絡橋の設計荷重は300Kg/m²ですので重量物はこの範囲に留めるものとし、疑義があるときは予め公社と協議すること(但しこの範囲内であっても床面タイルを破損しないような構造のものとする)
- (2) 設計する工作物については転倒・飛散などのおそれがないような構造のものとする。
- (3) 設計する工作物が連絡橋内にある誘導案内表示板等の視認障害とならないよう配慮すること。
- (4) パネルは転倒防止用の支持を厳重に行うこと。
- (5) 工作物の設置によって床面タイルの棄損その他連絡橋を損壊しないよう配慮すること。
- (6) 展示パネルはすべて難燃材を使用すること。
- (7) 展示用の装飾物の素材は不燃材、準不燃材とし、やむをえず可燃材を使用するときは最小限度に留めるよう配慮すること。

(イベント会場の管理責任)

第8条 使用者は、イベント会場の管理について次の事項を遵守してください。

- (1) イベント等開催中は適宜必要な人員を配置し、雑踏警備、防犯活動、初期消火活動その他の業務に従事させるよう配慮すること。
- (2) イベント等の開催が2日以上期間にわたって行われるときにおいて当日の開催が終了した後は、貴重品その他盗難のおそれがある物を搬出し、周囲の清掃を行って退出すること。またイベント会場内に据え置いた物品については、できる限り一ヶ所にとりまとめたうえロープ張りなどをして通行者の歩行区分と明確に分別すること。この場合、警備要員を付する必要があるときは予め公社にその旨を届け出ること(但し、午前0時30分ごろから午前5時00分ごろまでの間は連絡橋を施錠閉鎖するので警備要員も退去させること。)
- (3) イベント等終了後、使用した物品その他はすべて搬出し、連絡橋内にこれらを遺棄しないこと。また、頒布したビラ等が床面に散在するなど美観を損なうような場合には会場及び周辺の清掃を実施すること。
- (4) 工作物を搬入・設置した場合は、イベント等終了後、速やかに設置した工作物を撤去し当日のうちに原状に回復したうえ周囲の清掃をして開催場所の返還をすること。

- (5) その他、公社の指示に従うこと。
- 2 イベント等終了後、使用者は前項第3号及び第4号に掲げる行為を行ったうえ遅滞なく公社に対し終了した旨の報告をするとともに使用許可証を返還してください。この報告は原則として文書によるものとしませんが、1日のうちの一部をもってする使用については使用許可証の返還とあわせて口頭によるものでもよいものとしします。
 - 3 前項の終了報告の後、公社職員は第1項第3号及び第4号の行為が適切に行われたか否かを検査しますので、不適切な場合には使用者に対しさらに適切な行為をするよう指示することがあります。
 - 4 使用者が正当な理由なく終了報告をしない又は前項の指示に従わないときは、イベント等は終了していないものとみなし、原状回復に要した費用及び期間延長にかかる使用料を徴収することがあります。

(使用許可の取消し)

第9条 公社は、次の各号の一に該当するときは、使用開始の前後を問わず使用許可を取消すことがあります。

- (1) イベント等の内容が使用申込書又はその添付書類の記載内容と異なることが判明したとき。
- (2) 使用者が第6条又は第7条に列記する事項を遵守しないとき。
- (3) 使用者が安全基準その他この基準に反する行為を行ったとき。
- (4) 連絡橋の管理上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) その他公社職員の指示に従わないとき。

(使用解約等)

第10条 使用者が申込みの許可を受けた後、申込者の都合で使用取消しをされた場合は以下の基準でキャンセル料金を申し受けます。

- 使用当日から起算して
- ① 60日から30日前まで……使用料の20%
 - ② 29日から16日前まで……使用料の50%
 - ③ 15日目から当日まで……使用料の80%

- 2 一旦使用開始した後に、使用者側の責に帰さない事由により使用不能又は使用許可が取消しとなり使用者が使用を中止又は中断した場合には、未使用期間にかかる使用料はその全日割り計算により返還いたします。また、使用者が使用を開始した後に任意で使用を中止又は中断した場合においては公社がその中止等の理由を正当なものと認めたときは、未使用期間にかかる使用料はその半額を日割り計算により返還することがあります。
- 3 前項の場合を除き、一旦使用を開始した後の使用の中止又は中断に対しては、前払いされた使用料は返還いたしません。
- 4 前3号の規定にかかわらず、使用の中止等によって公社が現に損害を被ったときはその補填の請求をすることがあります。
- 5 前条第1項第4号の規定により使用取消しとなった場合、キャンセル料金は請求いたしません。

(その他)

第11条 以上のほか連絡橋の使用について疑義を生じたとき、使用者はすべて公社の指示に従ってください。

イベント等使用料(税抜)

別表一1

H31.4.1改定

使用区分	工作物を設置しない場合	工作物を設置する場合
午前・午後・夜間の単位使用	69,000円	106,000円
1日使用	171,000円	256,000円
2日使用	342,000円	512,000円
3日使用	450,000円	705,000円
4日使用	580,000円	920,000円
5日使用	700,000円	1,100,000円
6日使用	810,000円	1,290,000円
7日使用	910,000円	1,421,000円
8日使用	1,000,000円	1,584,000円
9日使用	1,089,000円	1,755,000円
10日使用	1,180,000円	1,920,000円
11日使用	1,265,000円	2,079,000円
12日使用	1,344,000円	2,244,000円
13日使用	1,443,000円	2,405,000円
14日使用	1,512,000円	2,562,000円
15日使用	1,590,000円	2,715,000円

別表一2

使用区分	施設維持費	
	工作物設置無し	工作物設置有り
午前・午後・夜間の単位使用	10,000円	35,000円
1日使用	10,000円	35,000円
2日使用	10,000円	40,000円
3日使用	10,000円	45,000円

※上記表示額は消費税抜の価格です。

- 注) ア 区分のうち「午前」とは、連絡橋の解錠時から午後0時までをいいます。
 イ 区分のうち「午後」とは、午後0時から午後6時までをいいます。
 ウ 区分のうち「夜間」とは、午後6時から連絡橋施錠時までをいいます。
 エ 時間を限ってする使用については、それぞれ午前・午後・夜間の一部の使用の場合であっても、所謂「時間貸し」はせず、使用料は各区分における単位使用料の全額を徴収します。
 オ 2つの区分を跨いでの使用の場合は、1日使用といたします。
 カ 使用区分については、会場の設営・イベント用物品の搬入及びこれからの撤去・搬出・清掃、その他現状復帰に要する時間を含めて計算します。
 キ 2日以上期間にわたる場合において、初日及び最終日の使用が1日に満たないときであっても、これを1日として計算します。
 ク 使用できる日数は最長15日までとし、特段の事情が有る場合にはこれを30日まで延長することができます。それ以上の連続使用は事情の如何によらず、一切認めません。
 ケ 使用者は使用を終了した日の翌日から起算して使用期間と同日数のあいだは再度の使用をすることができません。
 コ 使用する日が土・日曜日及び国民の休日並びに12月28日から1月5日までの年末・年始の期間である場合については、当該使用日にかかる使用料は前表に掲げる金額の20%増とします。2日以上期間にわたって使用する場合において途中にこれらの日があるときは、日割り計算により該当日数分に20%を乗じた額を増徴します。
 サ イベント等開催の途中で期間延長の申し出があったときは、延長期間にかかる使用料は、その日数の如何によらず、すべて1日区分の累計として計算します。
 シ 電気料金・水道料金は、その額が把握できる場合には使用の実態に応じ実費請求します。
 ス 前表の使用料は税抜で表示してあります。